

◆【重要】ボランティア活動保険における新型コロナウイルスの取扱いを改定しました。

ボランティア活動保険の特定感染症に指定感染症（新型コロナウイルス）を追加し、補償の対象といたしました。（2月1日に遡及して補償します。）

ケガの補償

《抜粋》

ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に罹患した場合に補償します。

補償される保険金の種類：

- ①葬祭費用実額（死亡の場合、300万円限度）
②後遺障害保険金 ③入院保険金 ④通院保険金

補償区分	保険金額
葬祭費用	実費（300万円限度）
後遺障害保険金	1,040万円（限度額）
入院保険金日額	6,500円
通院保険金日額	4,000円

※R1年度Bプランの場合は保険金額が異なります。

●特定感染症：感染症予防法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）による分類

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、MERS
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）、腸チフス、パラチフス

※新型インフルエンザは補償されません。（感染症予防法で「新型インフルエンザ等感染症」に分類）

よくあるご質問（Q&A）

Q1. ホテルでの隔離や自宅での療養の場合は？

A1. 新型コロナウイルスに感染し、医師の指示のもと軽症や無症状の方等がホテル等の臨時施設または自宅で療養する場合は「入院」とみなし保険金をお支払いします。

Q2. 活動中に新型コロナウイルスに感染したのかの判断は？

A2. 新型コロナウイルスに感染したと想定される付近の日時に活動実態があるか、活動以外に感染要因となる事象（院内感染、クラスター等）がないか等確認させていただいたうえで、保険会社が判断します。

Q3. 「社協の保険」「福祉サービス総合補償」の感染症の補償との違いは？

A3. 「社協の保険」「福祉サービス総合補償」の感染症の補償では肺炎を発症しないと補償の対象となりません。一方、ボランティア活動保険では肺炎を発症しなくても対象となります。また、補償される保険金の種類や金額も異なりますので、ご注意ください。

ご注意 「ボランティア行事用保険」「送迎サービス補償」の各プランでは補償の対象となりません。

●補償内容の詳細につきましては弊社ホームページおよび令和2年度版「ボランティア活動保険」等の手引をご参照ください。

<取扱代理店> 株式会社福祉保険サービス
〒100-0013東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154